

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和4年度都市計画情報案内システム保守運用業務	R4.4.1	株式会社パスコ 神戸支店	16,722,200	本業務は㈱パスコが開発し運用している「都市計画情報案内システム」のインターネット配信及び窓口閲覧システムの保守運用、データ更新及び当該データを基に作成する都市計画関係図面作成業務であり、システム開発者でなければ本業務の確実な履行は難しいため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局都市計画課 (TEL: 078-595-6710)
令和4年度「イイことぐるぐる」ポータル混雑緩和メニュー保守運用業務	R4.4.1	ジョルダン株式会社	1,584,000	「イイことぐるぐる」は、環境局からの委託でジョルダン㈱が平成30年度に開発したモバイルアプリケーションであり、その管理・運用も同事業者が一貫して行っており、令和元年度の「ポータル混雑緩和メニュー」の機能開発、及び令和2年度の機能改修並びに管理・運用共、同事業者が行った。 また、令和4年度の「イイことぐるぐる」の管理・運用についても、環境局から同事業者へ特命随契による委託を予定されていることから、既存機能の安定を確保するためには、当該事業者への委託が不可欠である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都市局交通政策課 (TEL: 078-595-6717)
令和4年度 神戸市神鉄シニア利用促進パス引換券申込受付・作成発行業務	R4.4.1	神鉄観光株式会社	7,888,633	西北神地域の基幹鉄道である神戸電鉄の利用促進を目的に、公共交通網の維持・充実を図り、市民の皆様の交通手段を確保するため、「神戸市神鉄シニア利用促進パス(神鉄シーパスワン)」を販売している。 引換券による購入希望者からは郵送で申請を受け付けし、個別に引換券を発行することとしており、本業務では、神鉄シーパスワンの引換券発行及び申請受付等の業務を委託することで、円滑に施策を推進することを目的とする。 当該企画券の販売や電話対応においては、マニュアルにない日々更新される鉄道事業や神戸電鉄に関する情報や知識が必要であり、目的、方法、程度等を具体的かつ一義的に明示することができない業務であるため、販売事務や電話対応業務等、幅広い業務実績を有しており、正確な業務の遂行が見込める本件相手方に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	都市局交通政策課 (TEL: 078-595-6720)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和4年度 神戸市神鉄シニア利用促進パス販売事務等委託業務	R4. 4. 1	神鉄観光株式会社	17,987,090	<p>西北神地域の基幹鉄道である神戸電鉄の利用促進を目的に、公共交通網の維持・充実を図り、市民の交通手段を確保するため、「神戸市神鉄シニア利用促進パス(神鉄シーバスワン)」を販売している。本事業では、神鉄シーバスワンの販売、及び販売所における販売立合い業務を委託することで、円滑な施策の推進をはかる。</p> <p>当該販売業務では、販売事務や電話対応業務だけでなく、販売場所の確保や企画乗車券・販売引換券の引取り・受け渡し、販売売上金の受け渡し、売上金の保管など、神戸電鉄(株)との調整事項が多い。</p> <p>本件相手方は、販売事務や電話対応業務等、幅広い業務実績を有している。また、神戸電鉄は無人駅が多く、駅での対応や企画乗車券の使い方の問合せが多く、駅の設備や神戸電鉄のことを熟知している必要があることから、神戸電鉄のグループ会社であることから本件相手方に委託することで円滑な業務の遂行を目指す。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局交通政策課 (TEL: 078-595-6720)
令和4年度 神戸市神鉄シニア利用促進パス“神鉄シーバスワンplus” 阪神電車サービスセンターにおける販売委託業務	R4. 4. 1	株式会社阪神ステーションネット	590円/件 50円/件 (単価契約)	<p>神戸市神鉄シニア利用促進パス利用者の利便性向上を図るため、神戸高速線へ有効区間を拡大した企画乗車券(神鉄シーバスワンplus)を阪神神戸三宮駅西改札口に隣接する阪神電車サービスセンターでも販売している。</p> <p>本件相手方は販売場所である阪神電車サービスセンターを管理運営するとともに、定期券や企画乗車券販売を通常業務として行っているため、販売場所の確保や企画乗車券の販売事務等を考えた場合、本件相手方に委託することで円滑な業務の遂行が期待できる。</p> <p>また、販売する企画乗車券は通常の神鉄シーバスワンの有効区間に神戸高速線を加えたものであり、購入者は阪神電鉄(株)が所管する駅を利用することになるが、本件相手方は阪神電鉄(株)の子会社であるため、本事業に関する情報が通達されており、円滑な現場対応が可能となる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局交通政策課 (TEL: 078-595-6720)
新長田駅南地区 アニメ文化等を通じた資産価値向上業務	R4. 4. 1	特定非営利活動法人 KOBЕ 鉄人PROJECT	13,000,000	<p>特定非営利活動法人KOBЕ鉄人PROJECTは、これまでも地区内関係者と協働で鉄人28号や三国志といったアニメ文化等を通じた様々なイベント等を企画・実施することでまちのにぎわいの創出に貢献してきたことに加え、メディアを通じたまちの情報発信を行うことに長けており、各メディアともネットワークを有している。</p> <p>今後、アニメ文化等を通じたまちのさらなる魅力向上を図るためには、これらの取り組みで培った調整能力や、ノウハウが必要不可欠であることから、委託先候補として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局地域整備推進課 (TEL: 078-595-6748)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
新長田駅南地区国道南フィルムアーカイブ等の活用を通じた資産価値向上業務	R4. 4. 1	NPO法人プラネット映画保存ネットワーク	1,320,000	NPO法人プラネット映画保存ネットワークは、一般的な映画館では見ることができないような映画フィルムを有していることに加え、長田区をロケ地とする映画撮影の誘致なども積極的に行っており、映画関係者とのネットワークを有している。 以上のことから、本業務を円滑に遂行できるのは、NPO法人プラネット映画保存ネットワークのみであることから、委託先候補として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (TEL:078-595-6748)
新長田駅南地区国道南芸術・多文化共生を通じた資産価値向上業務	R4. 4. 1	特定非営利活動法人ダンスボックス	3,000,000	特定非営利活動法人ダンスボックスは、プロのダンサーを育成する国内ダンス留学の開催による芸術作品公演の企画制作や長田区を舞台とする下町芸術祭への参画による地域への芸術の発信を行っているほか、定住外国人の支援施設である神戸国際コミュニティセンターと連携し、多文化共生に関する講座の開催を行っている。 このような実績から、今後、芸術・多文化共生を通じたまちのさらなる魅力向上を図るためには、これらの取り組みで培った調整能力や、ノウハウが必要不可欠であることから、委託先候補として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (TEL:078-595-6748)
新長田駅南地区国道南保留床の活用等を通じた資産価値向上業務	R4. 4. 1	株式会社くにつか	43,000,000	本業務は、地元商業者等と連携・調整し、取り組むべき施策を立案・実施することでまちの活性化を通じた市保留床の資産価値向上に取り組むものである。 株式会社くにつかは、神戸市保留床のサブリーサーであるとともに、これまでテナント会運営による店舗管理、「くにつかりボンプロジェクト」と連携した地域イベントの開催やコミュニティハウスの運営など、活性化の課題解決に向けた成果をあげており、テナント誘致、賃料単価の改善を進めるなど市保留床の資産価値向上にも成果をあげてきた。 以上のことから、これまでの取り組みや地区内関係者との関係性を活かし、まちの活性化を通じた市保留床の資産価値向上を間断なく継続できるのは、株式会社くにつかのみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局地域整備推進課 (TEL:078-595-6748)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
デュオこうべ浜の手公共通路等維持管理等業務	R4. 4. 1	神戸地下街株式会社	137,926,844	<p>神戸地下街(株)は、「さんちか」「デュオこうべ山の手」を管理しており、大規模地下街を管理するノウハウを有する。</p> <p>また、「デュオこうべ浜の手」は「デュオこうべ山の手」と接続しており、公共通路の維持管理を効率的に行うとともに、災害等の緊急時に統一的に対応することで、利用者の安全性・利便性の確保を図るため、山の手、浜の手を一体的に管理運営する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局地域整備推進課 (TEL:078-595-6749)
新長田大橋地下道等施設の維持管理業務	R4. 4. 1	新長田まちづくり株式会社	8,263,200	<p>対象施設を活用し地区のにぎわいを創出するには、地域の様々な関係者との密接な関係が必要不可欠である。また、対象施設は、複数の再開発ビルに接続しているため複雑な建物構造や設備構成を理解したうえで、接続するビルの管理者と調整しながら、本業務を行う必要がある。</p> <p>新長田まちづくり株式会社は、地区のまちづくりに広く携わっており、商業者やアーティスト、NPO法人や地元企業その他、震災を継承する活動団体とも従前から協力体制を有していることから、地域と一体となって、本施設を活用してにぎわいを創出することができる。</p> <p>加えて新長田まちづくり株式会社は、対象施設と接続する一部を除いた再開発ビルの管理者であることから対象施設の複雑な建物構造や設備構成を熟知している。このため、円滑な維持管理業務を行うことができるとともに、非常時の復旧対応を速やかに行うことができる。</p> <p>以上の業務遂行上必要な特性を備えた事業者は、新長田まちづくり株式会社以外には存在しないことから委託先を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局地域整備推進課 (TEL:078-595-6747)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
アスタ温泉供給及び設備維持管理業務	R4. 4. 1	新長田まちづくり株式会社	17,670,440	<p>現在稼働中の温泉供給設備は神戸市が整備し、令和3年度末まで新長田まちづくり株式会社が運用及び維持管理を行ってきた。温泉設備を維持管理するためには専門知識と経験を有している必要がある。また、当該温泉の泉源及び設備はアスタプラザイースト敷地内、建物内にあることから、アスタプラザイーストとの綿密な調整が不可欠である。</p> <p>上記のことから、これまで当該温泉設備の維持管理を担っており、アスタプラザイーストのビル管理者である新長田まちづくり株式会社しか本業務を担うことが困難であることから、特命随意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局地域整備推進課 (TEL:078-595-6747)
垂水駅東臨時駐車場管理業務	R4. 4. 1	一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 (現：一般財団法人神戸住環境整備公社)	5,351,290	<p>神戸すまいまちづくり公社は市所有のレバンテ垂水1番館駐車場及びウエステ垂水駐車場、公社所有のレバンテ垂水2番館駐車場を管理運営しており、無人管理である垂水駅東臨時駐車場においても、早期に臨機応変な対応が可能であるとともに、行き届いた管理が実施できる。また、これらを一体的に管理することで、他と比較して経済的な運用が見込まれる。</p> <p>前年度まで本業務を実施しており、その履行状況も良好である。以上の理由から、委託先は神戸すまいまちづくり公社が最適である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局地域整備推進課 (TEL:078-595-6747)
垂水駅前広場管理業務	R4. 4. 1	一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 (現：一般財団法人神戸住環境整備公社)	3,529,365	<p>神戸すまいまちづくり公社は、垂水駅前広場と隣接するウエステ垂水及びレバンテ垂水のビル管理者並びに駐車場の賃借人であることから、特殊な運用をしている東広場を含め、臨機応変な対応が可能であるとともに、行き届いた管理が実施できる。また、一体的に管理することでスケールメリットが見込まれ、他と比較して効果的かつ経済的な運用が見込まれる。</p> <p>前年度まで本業務を実施しており、その履行状況も良好である。以上の理由から、委託先は神戸すまいまちづくり公社が最適である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局地域整備推進課 (TEL:078-595-6747)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
寺口町防災対策に伴う 調査設計業務	R4. 4. 1	国土防災技術株式会社 神戸支店	9,680,000	当該事業者は、前年度実施の当該地における調査検討業務の受託企業である。前年度業務において設置した観測機器を引き続き用いて観測を継続することから、観測の継続性確保のため随意契約とする。また、現地状況や土質条件等の設計に必要な条件も熟知していることから、業務の確実な成果が得られるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局工務課 (TEL:078-595-6769)
神戸空港島西緑地管理 業務	R4. 4. 1	株式会社エスクリ	4,690,400	契約の相手方は、隣接地で結婚式場を営業しており、多くの従業員を有している。本業務の執行にあたっては、隣接地とあわせて一体的に管理を行うことが効率的かつ経済的であり、また、突発的な気象の急変等の緊急時の対応だけでなく、日常においても、多くの従業員の目により、危険行為、救命行為への対応などが可能であるなど、迅速かつ確実な業務の執行が期待できるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6780)
神戸空港島西緑地駐車 場管理業務	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現:株式会社こうべ未来都市機構)	7,480,000	契約の相手方は、神戸空港島内の神戸空港海上アクセスターミナル内に事務所を有し、人員が常駐しており、機械式駐車場の管理実績があることから、新たな専従の人員の配置や現地詰所の確保も必要なく、経費的にも安くなることが見込まれる。また、島内の他の駐車場の管理業務と一体的な運用が可能であり、迅速かつ効率的に業務を実施することができるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6780)
会館管理業務	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現:株式会社こうべ未来都市機構)	45,183,894	各会館においては、貸室を市から契約の相手方に貸し付け、責任をもって管理運営している。本業務の共用部分の管理は、施設全体の大部分を占める貸室部分の管理運営と密接に関連する付帯的なものであり、また同社が運営するテナントが併設する施設もあり、同社が一体管理を行うことで効率的かつ経済的な管理運営ができると見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
港島ふれあいセンター 管理業務	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現：株式会社こうべ未来都市機構)	16,688,641	<p>契約の相手方は、本市の政策により、開発団地内に設置された近隣センターや集会施設、レクリエーション施設等の公益施設を管理運営、各種サービスの提供により、市民福祉の増進に寄与する目的で設置された会社である。</p> <p>港島ふれあいセンターは、地域福祉センター（1階）、児童館（2階）、ホール（3階）の複合施設であり、受付、清掃、修繕、点検などの業務を個別に発注するよりも一体的に管理を行うことができる事業者へ委託することで効率的な管理が行える。</p> <p>現在、同社は、地域住民の集会、研修、文化教室などの場を提供することを目的として団地開発に合わせて市が設置した会館（4か所）・集会所（9か所）を市から借り受け、自らの事業として、地元地域団体との連携も図りながら管理運営を行っており、当センターも、そうした施設と一体的に同社に管理させることで、サービスの均質性を確保し効率的な管理運営が期待できるため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)</p>	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
ユニバープラザ管理業務	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現：株式会社こうべ未来都市機構)	26,538,979	<p>契約の相手方は、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者集会において、区分所有者全員の同意を得て、ビル全体の共用部分（敷地を含む）を管理することと決定している。</p> <p>また、同社は、同ビルの区分所有者であり、他の区分所有者、テナントや利用者等と緊密な関係を築くことができ、資力、信用、技術、経験、管理体制が存していることから、同社に委託することが最適である。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)</p>	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
西区文化センタービル 管理業務	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現：株式会社こうべ未来都市機構)	25,890,130	<p>契約の相手方は、同ビルの4階から6階を市から借り受け、テナントを誘致するなどの運営を行っている。また、同ビルの他の管理者からも共用部分の管理を受託している。そのため、同社では追加で人員を配置することなく専用部分と共用部分を一体的に管理できることから、同社に委託することが効率的かつ経済的に業務を遂行できると見込まれる。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)</p>	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
向洋東公園地下駐車場管理業務	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現：株式会社こうべ未来都市機構)	10,400,504	契約の相手方は、令和3年度まで市が書庫として使用していた当該施設の日常管理、設備管理等を行っており、当該施設の特性について熟知している。 また、六甲アイランド内の公園西地下駐車場及び向洋西地下駐車場の管理運営を行っており、既に管理体制を構築しているため、新たに追加の人員を手配する必要がなく、効率的かつ経済的に業務を遂行できると見込まれる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
みかたプラザ集会所外壁・外構改修に係る設計及び施工等業務	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現：株式会社こうべ未来都市機構)	16,516,513	契約の相手方は、みかたプラザ集会所の管理運営を行っており、過去からの補修履歴を熟知していることから、みかたプラザ集会所に合せた的確な施工をすることができる。また、施工に当たっては、臭気・振動・音の発生の可能性があり、利用者との調整が必要となるため、管理運営者である同社に委託することが最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
六甲アイランド地下駐車場設備等改修に係る設計及び施工業務	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現：株式会社こうべ未来都市機構)	180,274,234	契約の相手方は、六甲アイランド内の地下駐車場3施設の管理運営を行っており、日常の維持管理をとおして補修履歴を熟知していることから、各駐車場に合わせた的確な施工をすることができる。また、施工にあたっては利用者への連絡調整を行う必要があるため、工事の調整から設計、施工まで行うことができる同社に委託することが最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
施設補修に係る設計及び施工業務	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現：株式会社こうべ未来都市機構)	8,698,148	契約の相手方は、対象施設の日常管理を行っており、各施設の補修履歴を熟知しているので、それぞれの施設毎の補修の必要性や危険度を判断し、全体の中で優先順位をつけて対応することができる。また、施設補修にあたって、使用制限や休館の必要性を判断し、利用者等との細やかな連絡調整が可能となるとともに、本件業務のために新たな人員は必要ないことから効率的な業務が見込める。このため、同社に委託することが最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
ユニバープラザ自動火災報知機設備改修に係る設計及び施工等業務	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現：株式会社こうべ未来都市機構)	8, 856, 646	契約の相手方は、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者集会において、区分所有者全員の同意を得てビル全体の共用部分(敷地を含む)を管理することと決定している。 また、同社は、同ビルの区分所有者であり、他の区分所有者、テナントや利用者等と緊密な関係を築くことができ、資力、信用、技術、経験、管理体制が存していることから、同社に委託することが最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
西区文化センタービル電力量計・水道メーター更新業務	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現：株式会社こうべ未来都市機構)	4, 350, 284	契約の相手方は、西区文化センタービルの各施設の管理者から共用部分の管理を受託しており、追加で施工管理のための人員を配置する必要がない。また、日常の管理を通して入居者と緊密な関係を築いており、停電・止水を伴う工事日の調整から施工を行うことができ効率的に業務を遂行できるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
駅前広場等維持管理業務に係る委託契約	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現：株式会社こうべ未来都市機構)	24, 167, 017	契約の相手方は、駅前広場等に隣接する商業施設の管理を行っていることから、当該商業施設と一体的に管理を行うことにより管理上の細やかな連絡調整が可能である。また、本件業務のため新たな人員配置の必要もないことから効率的な業務が見込まれる。このため、同社に委託することが最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
駅前広場等路面補修に係る設計及び施工等業務委託契約	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現：株式会社こうべ未来都市機構)	6, 600, 000	契約の相手方は、駅前広場や通路等に隣接する商業施設の管理を行っており、駅前広場等の過去からの補修履歴を熟知している。また、本件業務中においても、近隣施設を営業する必要があるため、利用者・テナント等への連絡調整が不可欠であるところ、近隣施設の管理業務と一体的に行うことで細かな連絡調整が可能となり、本件業務のための新たな人員配置も必要でないことから、効率的な業務が見込まれる。このため、同社に委託することが最適である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
デカパトス改修及び設備更新等業務	R4. 4. 1	ヤマハ発動機株式会社	12,804,000	<p>本件施設は、契約の相手方が、民間コンペにより選定され、設計・建設した施設であり、開館当初より管理運営を行っており施設及び設備を熟知しているとともに、補修履歴を把握していることから、同社に委託することで効率的かつ経済的な業務遂行が期待できる。また、他の設備更新等との調整、施設内の他のテナント利用者との調整も要することから同社に委託することが最適であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)</p>	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
デカパトス内機械室設備更新等業務	R4. 4. 1	ヤマハ発動機株式会社	8,648,200	<p>本件施設は、契約の相手方が、民間コンペにより選定され、設計・建設した施設であり、開館当初より管理運営を行っている。そのため、施設及び設備を熟知しているとともに、補修履歴を把握していることから、同社に委託することで効率的かつ経済的な業務遂行が期待できる。 また、本件業務にあたっては、プール営業に向けた準備期間と重なるため、清掃や点検、物販の準備などが行われており、さらに他の設備更新等も予定されている。そのため、各施工業者との調整や作業工程の細かな調整が必要であり、他の設備更新等との調整、施設内の他のテナント利用者との調整も要することから同社に委託することが最適であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)</p>	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
六甲アイランドリバーモール等管理業務	R4. 4. 1	神戸新交通株式会社	35,644,400	<p>管理対象は契約の相手方が運営する六甲ライナーの高架路線下の平行した空間に整備されており、同社が六甲ライナー施設と一体的に管理を行うことは、効率的である。 また、リバーモールには噴水やトイレ等の施設があり、常に緊急の事案に備えておく必要があるが、同社に委託することで即応体制を取ることができるため、現場で臨機応変な対応が可能であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)</p>	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和4年度有野台団地等 中心施設管理等業務	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現：株式会社こうべ未来都市機構)	17,605,500	<p>本件業務は、会館の共用部の管理や団地中心施設内における法定点検業務等であり、団地中心施設一体で管理する方が効率的である。契約の相手方は、令和4年度より（一財）神戸すまいまちづくり公社（現：神戸住環境整備公社）から順次事業移管を受け、それぞれの団地中心施設内の各施設を市から借り受け、日常管理を行っている。管理等業務を行うにあたっては、引き続き施設利用者等との細やかな連絡調整が期待できるとともに、本件業務のために新たな人員は必要ないことから、効率的かつ経済的な管理運営を行うことができるため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)</p>	都市局新都市管理課 (TEL：078-595-6777)
ポートアイランド南公園における多目的グラウンドの運営等業務委託契約書	R4. 4. 1	株式会社OMこうべ (現：株式会社こうべ未来都市機構)	4,432,323	<p>本業務は、ポートアイランド南公園内の多目的グラウンドの運営及び周辺を含む植栽管理並びに周辺の巡回及び清掃を委託するものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、柔軟に対応するとともに、公共性を鑑み、利用者の要望に中立的な立場で判断しつつ、迅速に responding いく必要がある、現場で臨機応変な判断が求められることから、その内容については仕様書等において具体的かつ一義的に明示することができない。このため、『その他請負契約』によらず『委託契約』とする。</p> <p>(株)OMこうべは、住民の利便性向上やまちづくりに資する事業を実施する組織であることに加え、公共施設のテニスコートや多目的広場の運営の実績があり、かつ、南公園に隣接したビルで事業を行っており人員が常駐していることから、他の業者に発注するより経済的であり、また、緊急時の対応も可能であるため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条14第1項第2号に該当)</p>	都市局内陸・臨海計画課 (078-595-6787)
(仮称) 西神戸ゴルフ場の転活用に係る環境影響評価業務	R4. 4. 1	パシフィックコンサルタンツ株式会社神戸事務所	135,542,000	<p>本業務は、前業務に引き続き実施する、一体の関係にある業務であり、一体の関係にある業者でないと施行が不完全となるため。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	都市局内陸・臨海計画課 (078-595-6787)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
新都市整備事業区域における土木工学的課題に関する調査解析業務	R4. 4. 1	一般財団法人建設工学研究所	3, 575, 000	<p>本業務は、神戸複合産業団地にある最大高低差90m、延長約1kmの長大切土法面における安定評価および維持管理方法の構築を目的に行うものである。</p> <p>神戸複合産業団地は平成3年から事業が始まり、団地東側に長大法面が構築されたが、内部に破碎帯のすべり面があり、土留めアンカーや抑止杭といった対策工事が実施されている。現在は、本業務により、継続的にアンカー荷重や抑止杭ひずみ量などの計測を行い、その結果に基づき長大法面の安定性、対策工の健全性の評価を行っている。本業務では、当該地域の土質特性から造山のメカニズム等までの深く幅広い知識の蓄積に基づく評価が必要であり、慎重に対応していかなければならない。</p> <p>また、神戸複合産業団地の造成工事が平成30年度に完了し、今後は必要最小限の維持管理で行っていくことになるため、適切な維持管理方法を構築する必要がある。</p> <p>このことから、業務内容の仕様書で具体的かつ一義的に明示することが困難であるため、「その他請負契約」によらず「委託契約」とする必要がある。</p> <p>一般財団法人建設工学研究所は、昭和33年に設立され、神戸の西部地区から西宮、宝塚方面にかけたいわゆる六甲山系南斜面の地域の開発を土砂災害から守るためどのように行なうべきかという重大な課題に対して、直接この事業を監督・指揮する地方自治体や、実際に関係工事に従事する企業に、課題の解決に向け研究・指導を行っている。</p> <p>当該地域においても造成時から継続的に助言を頂いており、引き継ぎの計測・評価や、今後の維持管理方法の構築を行うにあたり、当該委託先は本業務で十分な成果をあげることができる唯一の団体である。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	都市局新都市工務課 (TEL: 078-595-6791)
不動産価格検証業務	R4. 4. 6	株式会社中村総合鑑定	4, 400, 000	<p>契約の相手方は、長年、本市の不動産評価審議会長及び固定資産評価審査委員会の委員を務めていた経験もあり、不動産鑑定士の中でも卓越した専門的知識やノウハウ、実績を有しているとともに、他都市の事例にも精通している。また、価格検証を行う事業のマンション用地の不動産鑑定も実施していることから、周辺の状況も熟知している。これらのことから、本業務を適切かつ迅速に遂行できることが期待できるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6781)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和4年度モデル団地 (有野台)におけるリ ノベーション検討業務	R4. 4. 11	合同会社 人・まち・ 住まい研究所	1,870,000	<p>北区有野台団地では、人口減少・高齢化や施設の老朽化などの オールドタウン化が課題となり、平成27年度よりリノベーションの 検討に取り組み、地域住民や事業者と協働で検討を開始し、平成29 年度に策定した「有野台まちづくり活動計画」に基づきプロジェク トチームによる取り組みを進めてきた。本業務は、地域が主体と なったまちづくり活動及び地域組織自立化への側面的支援を行うこ とを目的としており、仕様を具体的かつ一義的に明示することがで きない。</p> <p>相手方はH27年度より有野台団地におけるリノベーション検討の 取り組みとして、検討組織の運営、地域住民と協働で行うワーク ショップの企画・運営等の支援業務を受託している。(H27～H30 年度までは都市計画課、R1～R2年度は北神区役所、R3年度は都市 計画課より受託。)また、当該地域の状況を熟知し、地域住民との 関係が良好なため、迅速かつ確実な業務の遂行が見込まれる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局駅まち推進課 (TEL:078-595-6705)
令和4年度多聞台団地 再生・活性化検討業務	R4. 4. 11	北野工作室	2,970,000	<p>多聞台団地では、人口減少や高齢化等に伴うオールドタウン化が 課題となり、平成26年度に地域の再生・活性化に向け、団地再生協 議会を結成のうえ、まちの課題や将来像等について協議を続け、平 成29年度には団地再生計画を策定した。本委託業務は、団地再生協 議会の運営支援及び団地再生事業の支援を目的とし、多聞台団地 におけるこれまでの取り組みをふまえ、地域住民や関係者を中心とし た団地再生協議会を主体としてまちづくり活動の側面的支援を行う ため、仕様を具体的かつ一義的に明示することができない。委託事 業者は、地域住民と行政との中間的な役割を担い、これまでの地域 の取り組み経緯や、地域の実情を把握したうえで、地域住民および 関係する民間団体と信頼関係を構築し、長期的・継続的な立場で活 動することが求められている。これらを考慮して、過年度と同じ委 託先を選定すべきである。委託先相手方は、H28年度より多聞台団 地におけるリノベーション検討の取り組みとして、団地再生協議会 の運営、地域住民と協働で行うワーキンググループ運営等の支援業 務を受託している。(H28～H30年度までは都市計画より、R1年度は 垂水区より、R2年度からは垂水区と都市計画課より委託)また、当 該地域の状況を熟知し、地域住民との関係が良好なため、迅速かつ 確実な業務の遂行が見込まれる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局駅まち推進課 (TEL:078-595-6705)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
山上へのアクセス検討業務 (その2)	R4. 4. 13	株式会社トーニコン コンサルタント	8,382,000	<p>本業務は、令和3年度の発注業務である「山上へのアクセス検討業務」の継続業務であり、昨年度成果をもとに各検討ルートの利用意向をアンケートで調査し、調査結果を用いて需要予測を行うことで事業採算性の検討を行うものである。</p> <p>令和3年度業務で設計・作成したアンケート調査票については、需要予測におけるアンケート調査結果の活用方法を考慮した内容となっており、アンケート調査票の設計・作成と需要予測の実施は密接不可分の関係にある。</p> <p>上記理由から、令和3年度業務を受託した上記事業者への委託により、効率的かつ的確な業務遂行が見込めることから随意契約としたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都市局交通政策課 (TEL: 078-595-6717)
六甲山・摩耶山における交通のあり方検討業務 (その2)	R4. 4. 13	復建調査設計株式会社	2,453,000	<p>本業務は、令和3年度に実施した「六甲山・摩耶山における交通のあり方検討業務」の継続業務として、六甲山・摩耶山の交通の将来像やその実現に向けた取組内容について、有識者や山上事業者等の意見を踏まえながら検討を行う。</p> <p>上記については、令和3年度より開催している「六甲山・摩耶山の交通のあり方検討会」で議論を行っているところであり、当初は令和3年度内にとりまとめを行う予定であったが、検討会での議論内容や関係者との協議により、令和4年度にかけて検討会を開催することとなった。本業務で実施する六甲山・摩耶山の交通の将来像のとりまとめについては、令和3年度の議論内容を踏まえながら引き続き行っていく必要があり、令和3年度業務と本業務は一体不可分であると言える。</p> <p>また、上記事業者は令和3年度業務において、検討会開催に向けた事前調整や検討会の運営などを行うなかで、各委員とも良好な関係が築けており、信頼も得られている。</p> <p>上記理由から、令和3年度業務を受託した上記事業者への委託により、効率的かつ円滑な業務遂行が見込めることから随意契約としたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都市局交通政策課 (TEL: 078-595-6717)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和4年度雲井通6丁目地区再整備検討業務	R4. 4. 19	株式会社アールアイ エー神戸支社	11,990,000	<p>新たなバスターミナル整備は、I期II期一体的に行うものであるため、I期事業計画を踏まえて最適な再整備手法を検討するにあたり、高度な知識や技術力を有した上で業務を遂行していく必要があり、業務の性質や目的が競争入札に適さないため委託業務としている。</p> <p>また、当業務は、II・III期エリアの「令和3年度雲井通6丁目地区再整備検討業務」を引き続き深度化を図るため令和4年度から引き続き委託する業務であることや、令和3年度の業務で指名型プロポーザルにて(株)アール・アイ・エーが選定され、既に地元地権者とともに事業化に向けた協議を進めているところであり、当該業務と業務上一体の関係にある。令和3年度業務の履行状況が良好であるとともに、当該地権者からの信頼性もあると思われることから、十分な成果が期待でき、効率的・効果的かつ的確に支援業務を行うことのできる唯一の事業者であるため、引き続き選定することが合理的である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局都心再整備本部 都心再整備部都心三宮課 (TEL: 078-984-0241)
名谷駅周辺の再整備関連 駐輪場の移設に伴う新駐輪場整備工事等委託業務	R4. 4. 20	株式会社OMこうべ (現:株式会社こうべ未来都市機構)	60,000,000	<p>新駐輪場整備については、令和2年度に、OMこうべに設計及び施工を委託していたが、市の施策の変更により、施工時期を令和4年度に変更したため、設計業務のみを実施したものである。</p> <p>また、移設元の駐輪場を10月から閉鎖する予定であり、受託事業者による工事入札手続き、工事期間等を考慮すると、本事業を実施できる事業者は、令和2年度の業務の中で、建築確認申請を設計者として手続きしているOMこうべのみである。</p> <p>さらに、隣接する商業施設・ビルのテナント等との調整を円滑に行えるのは、商業施設・ビル所有者のOMこうべであることから、本業務を引き続き円滑に効率よく期限内に遂行することが出来る事業者は、令和2年度に設計業務・建築確認申請手続き実施したOMこうべのみであることから、随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	都市局内陸・臨海計画課 (078-595-6787)
景観資源の保全・活用に向けた基礎的研究業務	R4. 4. 26	国立大学法人神戸大学	1,499,960	<p>本業務を行うためには、景観行政・施策に関する専門的な知識が必要であり、契約の性質又は目的が競争入札に適さない。</p> <p>景観行政・施策に関する専門的な知識を持っている事業者は神戸市内では当該事業者の他にはないため、当該事業者に委託する必要がある。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局景観政策課 (TEL: 078-595-6724)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
税関線等デザイン監修 および検討業務	R4. 5. 11	株式会社日建設計	17,380,000	<p>令和3年度業務では税関線のデザインコンセプトや整備の考え方等の検討を行い、景観デザインコード案を作成した。デザイン検討の深度化やデザインコードの策定・更新を行うにあたっては、過年度の検討成果を十分に理解した上で、検討・作業を行う必要がある。また、監修業務については、令和3年度業務で行ったデザイン検討を踏まえ、設計・工事において監修業務を行うものである。このように本業務は昨年度業務と一体性が求められるものである。</p> <p>令和3年度業務を手掛けた上記業者が最も効率的かつ効果的に業務を遂行することができ、かつ令和3年度の履行結果は良好であるため、上記業者に委託する必要がある。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局都心再整備本部 都心再整備部都心三宮課 (TEL: 078-984-0241)
ポートアイランド(第2期)芸術作品展示業務(その2)	R4. 5. 11	西村 正徳	4,235,000	<p>ポートアイランド(第2期)では、これまで積極的に企業誘致を進め、医療関連企業等を中心に多数の企業が立地しているが、一部事業地においては、今後の活用方策等を慎重に検討しつつ、当面、新たな賑わいや利便性向上等に資する暫定的な利活用を検討する必要がある。これまで駅前の事業地を芝生広場として暫定開放する等の取り組みを進めてきたが、現在さらなる魅力向上等を目指し、駅前芝生広場に隣接して、別途ひまわり等の作付けによる新たな修景施設の整備を進めているところである。</p> <p>このような事業地の暫定活用策の一環として、この度、ひまわり畑等との連続性や親和性等にも配慮した芸術作品の展示により、一層の良好な景観創出に取り組む。</p> <p>展示を予定している作品「02ひまわり」は、2017年の港都KOBEBE芸術祭において、ポートアイランドで展示された実績もあり、地域住民や島内企業にもなじみ深い作品であるとともに、ヒマワリをモチーフとした作品であることから、今回の取り組みに最も合致する作品である。</p> <p>本件は、他に同様のものがないアート作品の制作であり、作者以外に制作依頼することは不可能であるため、当該作品の作家である西村正徳氏に業務を委託するものである。(R3年度からの継続作業)</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	都市局新都市工務課 (TEL: 078-595-6791)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和4年度「えきまち空間」におけるエリアマネジメントの支援業務	R4. 5. 27	株式会社神戸デザインセンター	9,250,000	<p>現在、「えきまち空間」においては、官民連携によるエリアマネジメントの実現に向けて、平成30年度より、まちづくり協議会や地権者を対象としたワークショップや勉強会、フォーラム等を開催し、エリアマネジメントの必要性を共有しながら関係者の機運の醸成を図っているところである。</p> <p>本業務では、引き続き関係者の気運醸成を行い、エリアマネジメント組織体制の具体化に向けた検討を行いながら、「えきまち空間」におけるエリアマネジメントビジョンの策定を行い、また、先行的サンキタエリアで展開されているエリアマネジメント活動について、今後の本格稼働を目指し、組織の自走に向けた運営支援を行うことを目的としている。</p> <p>令和3年度に実施した「えきまち空間」におけるエリアマネジメントの支援業務公募型プロポーザルにおいて、(株)神戸デザインセンターを選定しており、当該プロポーザルの実施要領「I業務概要」の「7. その他 (2)」において、「令和4年度以降のエリアマネジメント組織の支援及び運営に関わる業務」については履行結果が良好な場合については引き続き業務を委託することを明記している。</p> <p>また、令和3年度の業務においては、三宮駅周辺の地権者を集めた勉強会や、地域団体との個別ヒアリング、サンキタ実行委員会の事務局業務等を実施しており、(株)神戸デザインセンターと、地権者・地域団体などのエリアマネジメントの取組に関わる関係者との間で一定の信頼関係が築けていることから、令和4年度の業務を円滑に遂行できる唯一の事業者であるため、当該事業者に委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局都心再整備本部 都心再整備部都心三宮課 (TEL: 078-984-0241)
神戸電鉄花山駅市営駐輪場整備	R4. 5. 30	神戸電鉄株式会社	24,217,600	<p>駐輪場整備は用地を神戸電鉄が所有し、駅舎・駅前広場に合わせ、R4年度内に完成させる必要があり、円滑な調整を図りながら、設計、施工を一体的に行うことが必要不可欠である。駐輪場の形状については、神戸電鉄が事業者と協議し、確定していくことから、仕様を具体的かつ一義的に決定することができない。上記の条件により、当該業務は、駅舎・駅前広場工事を実施している神戸電鉄以外に適切なものは考えられないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号に該当)</p>	都市局駅まち推進課 (TEL: 078-855-7805)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
京町筋中央幹線オー バーブリッジ改修工事 業務	R4. 5. 31	一般財団法人神戸住 環境整備公社	12, 710, 000	<p>本市では平成25年（平成24年度3月補正予算）より景気回復や神戸経済の活性化を目的に切れ目なく予算措置されており、令和4年度においても、営繕四課（建築住宅局技術管理課、建築課、設備課および保全課）業務は引き続き、極めて多大な業務量が続く見込みである。また、近年の営繕工事の多くが改修工事であり、学校施設改修工事では夏休み等の休業期間に工事を行う必要があるなど、様々な制約の中で施設利用者や施設管理者との工事調整に多大な時間を要している。これまで職員体制の強化、近年では設計工事一括発注方式やCM方式の採用による業務の効率化等にも取り組んでいるが、これらの膨大な業務の発注関係事務を適切に実施することは、現状の営繕四課の業務執行体制では困難であり、外部組織の能力を活用する必要がある。</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条では、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適正に行うことができる知識および経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守および秘密の保持を確保できる体制が整備されていること等、当該事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定し、事務の全部または一部を行わせるよう努めなければならないとされている。</p> <p>公共工事の発注事務は、一般的に設計・積算・（入札）・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているといえる。</p> <p>また、当該外郭団体は、業務委託に係る施設に関して、これまで現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、今回の業務を遂行していくために必要な知識と能力を備えた団体といえる。</p> <p>さらに、確実な業務の執行を図るためには、神戸市の外郭団体の中でも、株主の意向および会社の採算性重視の観点から、受託した公共工事の事業変更、休止等を余儀なくされる危険性のある株式会社を除くと「一般財団法人神戸住環境整備公社」が最も随意契約の対象として適する団体である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局都心再整備本部 都心再整備部都心三宮課 (TEL: 078-984-0241)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
三宮国際ビル6階スプリンクラー整備業務	R4.6.1	株式会社竹中工務店 大阪本店	2,959,000	本工事は都市局が入居する三宮国際ビルにおいて実施するもので、賃貸人森本倉庫(株)(甲)と賃借人神戸市(乙)が結ぶ定期建物賃貸借契約書第16条第2項に「甲が業者を指定した場合には、乙はその業者によって行うものとする。」となっており、(株)竹中工務店が指定業者であるため特命随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局都市計画課 (TEL: 078-595-6699)
令和4年度 下三条町北地区防災街区整備事業 事業推進業務	R4.6.1	株式会社ユーデー コンサルティング	6,303,000	一昨年度からの継続事業であり、事業の趣旨や地権者の意向及び地域実情にも精通しており、当該事業を引き続き滞りなく進めることができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局まち再生推進課 (TEL: 078-595-6733)
有野台会館受変電設備更新にかかる設計及び施工業務	R4.6.1	一般財団法人神戸住環境整備公社	24,816,000	契約の相手方は、有野台会館を含む有野台団地中心施設の管理を令和3年度まで行っており、過去からの補修履歴を熟知しているため、当該施設に合わせた的確な施工を行うことができる。また、本件業務中も施設を運営する必要があるため、会館利用者及びテナントとの細かな連絡調整が可能となる同社に委託することで、効率的な業務が見込まれるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
有野台団地中心施設内通路舗装改修に係る施工等業務	R4.6.1	一般財団法人神戸住環境整備公社	18,996,516	契約の相手方は、有野台団地中心施設の管理を令和3年度まで行っており、過去からの補修履歴を熟知している。さらに、令和2年度に当該改修工事のための設計業務、令和3年度に令和4年度改修予定通路北側の南ビル前通路の補修工事施工業務を行っている。本件業務中も近隣施設や会館は営業する必要があるため、利用者・テナント等との細かな連絡調整が可能となる同社に委託することで、効率的な業務が見込まれるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市役所本庁舎2号館再整備事業 定期借地権設定契約における地代水準鑑定業務 (その2)	R4.6.8	株式会社谷澤総合鑑定	2,860,000	<p>「神戸市役所本庁舎2号館再整備事業定期借地権設定契約における地代水準鑑定評価業務 (その2)」は、神戸市役所本庁舎2号館再整備事業の事業者公募において、入札参加者からの提案内容を前提とした定期借地権設定契約の地代水準について鑑定評価を行うことを目的とした業務である。</p> <p>2号館再整備事業は市庁舎も含めた官民連携による大規模な複合施設を整備するものであり、事業内容は複雑かつ大規模であることから、適正かつ高い精度で業務を遂行する必要があり、全国的に同種・同規模の実績が豊富で信頼性の高い不動産鑑定事務所に業務を委託する必要がある。</p> <p>委託先候補は本市を含め、全国各地に支店を持ち、鑑定評価業務の売上実績等において全国的に上位の実績を有しており、大手鑑定業者の一角をなしていることから信頼性が高いことに加え、専門性の高いホテル事業のマーケット分析を踏まえた鑑定業務にも精通している数少ない事業者であり、より精度の高い地代水準の鑑定評価が期待できる。</p> <p>また、本市には神戸支社があることから、本市の実情を踏まえた適正かつ迅速な業務の履行が期待できると考えるため、当該事業者を委託先候補として選定した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局都心再整備本部 都心再整備部都心三宮課 (TEL: 078-984-0241)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
三宮バスターミナル待合室内装美装化工事業務	R4. 6. 9	一般財団法人神戸住環境整備公社	10,575,000	<p>市では平成25年(平成24年度3月補正予算)より景気回復や神戸経済の活性化を目的に切れ目なく予算措置されており、令和4年度においても、営繕四課(建築住宅局技術管理課、建築課、設備課および保全課)業務は引き続き、極めて多大な業務量が続く見込みである。また、近年の営繕工事の多くが改修工事であり、学校施設改修工事では夏休み等の休業期間に工事を行う必要があるなど、様々な制約の中で施設利用者や施設管理者との工事調整に多大な時間を要している。これまで職員体制の強化、近年では設計工事一括発注方式やCM方式の採用による業務の効率化等にも取り組んでいるが、これらの膨大な業務の発注関係事務を適切に実施することは、現状の営繕四課の業務執行体制では困難であり、外部組織の能力を活用する必要がある。</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条では、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を適正に行うことができる知識および経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守および秘密の保持を確保できる体制が整備されていること等、当該事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定し、事務の全部または一部を行わせるよう努めなければならないとされている。</p> <p>公共工事の発注事務は、一般的に設計・積算・(入札)・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているといえる。</p> <p>また、当該外郭団体は、業務委託に係る施設に関して、これまで現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、今回の業務を遂行していくために必要な知識と能力を備えた団体といえる。</p> <p>さらに、確実な業務の執行を図るためには、神戸市の外郭団体の中でも、株主の意向および会社の採算性重視の観点から、受託した公共工事の事業変更、休止等を余儀なくされる危険性のある株式会社を除くと「一般財団法人神戸住環境整備公社」が最も随意契約の対象として適する団体である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局都心再整備本部 都心再整備部都心三宮課 (TEL: 078-984-0241)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
阪神連立(天上川～芦屋)用地処理業務	R4. 6. 28	株式会社聖歩調査測量	12,700,000	<p>契約の相手方は、本件業務で用地処理を行う阪神電鉄軌道敷所有者である阪神電気鉄道㈱から強く推奨されている土地家屋調査士が代表取締役を務める事業者である。</p> <p>また、上記事業者(代表取締役の土地家屋調査士)は、平成11年～18年頃にかけて、阪神連立事業に係る阪神電鉄所有地の官民境界確定作業を阪神電気鉄道㈱から一手に請け負うなど、対象土地所有者である阪神電気鉄道㈱との調整も容易である。</p> <p>さらに、本件業務対象地域の西側隣接阪神連立事業対象地域(阪神魚崎駅～天上川間)は法務局地図訂正事業が令和3年4月に完了しているが、その際に上記事業者(代表取締役の土地家屋調査士)が法務局等と調整のうえ、高架の雨垂れ線で阪神電鉄所有地の分筆登記を行っている。</p> <p>以上のことから、本件業務を最も効率的かつ円滑に進めるために、上記事業者に委託する必要がある。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局用地活用推進課 (TEL: 078-595-6760)
岡本駅南都市景観形成地域の屋外広告物にかかる景観形成支援業務(その7)	R4. 6. 29	合資会社ゼンクリエイト	1,738,000	<p>当該事業者は、平成21年の屋外広告物基準検討開始時から現地調査や基準案の検討、地域の意見調整などに携わっており、平成22年度に「岡本駅南地区屋外広告物設置基準検討調査業務」、平成27年度に「岡本駅南都市景観形成地域における屋外広告物に関する基準等の周知・啓発業務」を行っているほか、平成18年度から当地区のまちづくりにコンサルタントとして携わることで、地域住民からの信頼も得ている。</p> <p>岡本駅南地区において、こうしたことに取り組んできた事業者は他に無いため、本業務を最も効率的かつ円滑に進めるために、当該事業者に委託する必要がある。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局景観政策課 (TEL: 078-595-6724)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和4年度 神戸市神鉄シニア利用促進バス “神鉄シーパスイオン北神” 神戸市営地下鉄三宮駅定期券発売所における販売委託業務	R4. 6. 30	神姫バス株式会社	590円/件 50円/件 (単価契約)	<p>神戸市神鉄シニア利用促進バス利用者の利便性向上をはかるため、神戸市営地下鉄へ有効区間を拡大した企画乗車券（神鉄シーパスイオン北神）を神戸市営地下鉄三宮駅定期券発売所で、販売する。</p> <p>本件相手方は販売場所である神戸市営地下鉄三宮駅定期券発売所を管理運営するとともに、定期券や企画乗車券販売を通常業務として行っているため、販売場所の確保や企画乗車券の販売事務等を考えた場合、円滑な業務の遂行が期待できる。</p> <p>また、販売する企画乗車券は通常の神鉄シーパスイオンの有効区間に神戸市営地下鉄の一部区間を加えたものであり、購入者は神戸市交通局が所管する駅を利用することになり、本件相手方は市交通局から当該販売所の運営業務を委託されており、円滑な現場対応が可能となる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局交通政策課 (TEL: 078-595-6720)
都心・三宮エリアにおけるビッグデータを活用したまちのにぎわい・回遊分析業務	R4. 6. 30	ヤフー株式会社	2,750,000	<p>本市はヤフー株式会社と「データドリブンな市政課題解決に関する業務連携協定」を締結し、その枠組みのなかで平成30～令和3年度にかけて、都心・三宮エリアにおけるにぎわい・回遊分析モデルの構築に向けて試行錯誤を重ねてきた。本業務はこの分析モデルを活用して、新たなデータ取得やにぎわい・回遊分析を行うものである。</p> <p>本業務は、スマートフォン等の位置情報ログや検索情報等のビッグデータを所有し、かつ継続的なデータ収集・分析が必要であり、これまでの分析ノウハウを有する上記事業者へ委託する必要がある。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	都市局都心再整備本部 都心再整備部都心三宮課 (TEL: 078-984-0241)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西神戸地区産業団地整備に係る地盤リスク検討業務	R4. 7. 1	一般財団法人建設工 学研究所	5, 489, 000	<p>本業務は、産業団地整備箇所における地盤のリスク検討を実施するものであり、当該地域周辺を含む土質特性等の幅広い知識の蓄積に基づく評価・検討が必要な専門性が高い業務である。</p> <p>一般財団法人建設工学研究所は、昭和33年に設立され、神戸の西部地区から西宮、宝塚方面にかけたいわゆる六甲山系南斜面の地域の開発を土砂災害から守るためどのように行なうべきかという重大な課題に対して、直接この事業を監督・指揮する地方自治体や、実際に関係工事に従事する企業に、課題の解決に向け研究・指導を行っている。</p> <p>当該業務地域に隣接する神戸複合産業団地において、造成時から継続的に助言や長大法面の計測などを実施して頂いており、当該業務地域においても同様の地盤条件であることが想定されることから、本業務において、十分な成果を上げることができる唯一の団体である。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)</p>	都市局新都市工務課 (TEL: 078-595-6791)
「えきまち空間」における公共空間デザイン計画検討業務	R4. 7. 4	有限会社小野寺都市 設計事務所	6, 160, 000	<p>令和3年度業務では、「えきまち空間」のデザインコンセプトや整備の考え方等の検討を行い、景観デザインコード案を作成した。デザイン検討の深度化やデザインコードの策定・更新を行うにあたっては、過年度の検討成果を十分に理解した上で、検討・作業を行う必要がある。また、監修業務については、令和3年度業務で行ったデザイン検討を踏まえ、設計・工事において監修業務を行うものである。このように本業務は昨年度業務と一体性が求められるものである。</p> <p>令和3年度業務の受託者である設計共同企業体のうち、「えきまち空間」全体の都市デザインに係る業務を担った小野寺康都市設計事務所に委託することで、デザインの一貫性を担保することができ、かつ令和3年度の履行結果は良好であるため、上記業者に委託する必要がある。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局都心再整備本部 都心再整備部都心三宮課 (TEL: 078-984-0241)
大池駅市営駐輪場整備業務	R4.7.15	神戸電鉄株式会社	16, 500, 000	<p>大池駅の駅前広場（神戸電鉄所有地）内で、R4年度内の駅舎の建替と駅前広場の整備に合わせ市営駐輪場を再整備する。事業者と円滑な調整を図りながら、設計、施工を一体的に行うことが必要不可欠であり、駐輪場の形状については、神戸電鉄が設計する駅前広場の計画に合わせて確定していくことから、仕様を具体的かつ一義的に決定することができないため、当該業務は、駅舎・駅前広場工事を実施している神戸電鉄以外に適切なものは考えられない。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号に該当）</p>	都市局駅まち推進課 (TEL: 078-855-7805)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
有野台会館C棟屋上防水 工事にかかる設計及び 施工業務	R4. 7. 21	一般財団法人神戸住 環境整備公社	9, 528, 992	本件工事は緊急を要する工事であるが、契約の相手方は、有野台 会館を含む有野台団地中心施設の管理を令和3年度まで行ってお り、過去からの補修履歴を熟知しているため、当該施設に合わせた 的確な施工を迅速に行うことができる。また、本件業務中も施設を 運営する必要があるため、会館利用者及びテナントとの細かな連絡 調整が可能となる同社に委託することで、効率的な業務が見込まれ る。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
既存住宅再生プロジェ クト広報業務	R4. 7. 29	一般財団法人神戸住 環境整備公社	10, 005, 440	本事業は、(一財)神戸住環境整備公社が空家(戸建て・マン ションの2物件)を取得し、リノベーションを行うことに併せ、本市 がその住宅をオープンハウスとして一般へ公開する等の情報発信を 行うものである。 オープンハウス等による情報発信は、物件所有者かつ、リノベ ーション実施者である(一財)神戸住環境整備公社と一体的に行わな ければ、リノベーション工事期間中のイベント開催や、その後の オープンハウスとしての運営や広報発信などの十分な成果が得られ ないため、随意契約を行う。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当)	都市局内陸・臨海計画課 (078-595-6787)
西区文化センタービル トイレ改修工事に係る 設計及びアスベスト調 査業務	R4. 8. 1	株式会社こうべ未来 都市機構	1, 870, 000	契約の相手方は、西区文化センタービルの各施設の管理者から共 用部分の管理を受託しており、追加で施工管理のための人員を配置 する必要がない。また、日常の管理を通して入居者と緊密な関係を 築いており、業務の際に必要な調整等を行うことができ効率的に業 務を遂行できる。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2・6号に該当)	都市局新都市管理課 (TEL: 078-595-6777)
令和4年度 用途地域 の見直しに伴うゆー まっぷデータのメンテ ナンス業務	R4. 8. 23	株式会社パスコ 神 戸支店	4, 279, 000	当業務において使用するシステムは、(株)パスコが有する特殊なソ フトによって構築されており、使用するデータも同事業者独自の特 殊なデータ形式であるので、他社に委託する場合には、別途、共通 形式へのデータの変換や表記方法の再調整を行う必要が発生するな ど、作業効率、費用効率の両面において効率的ではない。 このため、現行システムに係る専門知識や運用ノウハウを熟知し、 過去のシステム構築から保守まで携わりシステム運営に関しても実 績のある同事業者に委託することで、正確なデータ修正および縦覧 図の作成が可能となる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	都市局都市計画課 (TEL: 078-595-6699)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
東西サブリースの事業譲渡に関するアドバイザー業務	R4. 9. 1	PwCアドバイザー合同会社	5,544,000	<p>本業務は、令和4年度に再編した神戸すまいまちづくり公社（現・神戸住環境整備公社）とOMこうべ（現・こうべ未来都市機構）の事業移管の一環として行うものである。</p> <p>令和4年4月に両団体でまちづくり関連事業の譲渡契約を締結し、公社から機構へ事業移管を進めているが、従事職員を含めた事業移管を円滑に進めるため、東西サブリースを移管対象に追加することを検討している。</p> <p>令和4年4月の譲渡契約の締結の際、価格規模の試算を当該委託先候補に委託しており、東西サブリースの事業譲渡は両団体の再編の一環として行うものである以上、その価格規模の試算についても、前回の試算内容を前提として連続性をもって作業を行う必要があるため、前回と同一の事業者へ委託する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局総務課 (TEL: 078-595-6694)
ウェルブ六甲道2番街空調更新工事設計業務	R4. 9. 1	一般財団法人神戸住環境整備公社	3,295,600	<p>神戸住環境整備公社は、公共工事の発注関係事務の実績が豊富で業務に精通しており、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条の規定に鑑みた能力を有している。また、当該ビルの管理者及びサブリース事業者でもあることから、現場の状況を熟知しており、管理者とのスムーズな調整も期待できるため、委託先として最適である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局地域整備推進課 (TEL: 078-595-6747)
下三条町北地区防災街区整備事業土地境界確定業務	R4. 9. 9	公益社団法人 兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	4,934,600	<p>本業務の確実な遂行には、現地に精通、かつ関係機関との協議・調整の豊富な経験や専門の知識等を有する土地家屋調査士の関与が必要であり、その性質又は目的が競争入札に適さない。</p> <p>また、法務局や建設局などの関係機関と過去の経緯等を踏まえた協議・調整が必要であるうえ、境界確定の関係者も多く、業務の確実な遂行には、この区域の土地の事情に精通した、豊富な経験と専門知識を有する者に委託する必要がある。</p> <p>委託予定先は土地家屋調査士法第63条第1項により公益目的での設立が認められた県下唯一の団体であり、かつ法務局登記官との協議・調整などにあたり、傘下会員の土地家屋調査士のうちから、適任者を選任して行わせる仕組みを備えており、市内事業者を推薦いただく。これにより当業務の最も効率的かつ円滑な遂行を期待できるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	都市局用地活用推進課 (TEL: 078-595-6760)